

14-2 蓑島小学校いじめ防止基本方針

1 蓑島小学校いじめ防止基本方針策定の意義

本校においては、これまで、いじめ防止及びその解決をめざして諸活動に取り組んできた。しかしながら、昨今のいじめの現状を考えると、本校においても一層の強化を図ることが必要である。

そこで、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、国・県・市が定めた基本方針を参考に、本校において、いじめの防止等がより体系的かつ計画的に実施されるよう「蓑島小学校いじめ防止基本方針」を定めた。

2 いじめの定義

【いじめの定義】 「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
(行橋市いじめ防止基本方針)

・「心理的・物理的な影響」とは、以下のようないじめの態様である。

〈心理的な影響〉

冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、仲間はずれや集団による無視、嫌なこと、恥ずかしいこと危険なことをさせられる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

〈物理的な影響〉

ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたり等身体的攻撃。その他、金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

3 いじめの対応への基本的考え方

○いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的な対応を行う。

○いじめ対応にあたっては、いじめられたとする児童の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童を全面的に支援する。

○児童間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童間のトラブルは、軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導する。

○組織的・継続的指導の一層の徹底を図り、法が規定しているいじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等を充実する。

○いじめ問題の解決は、学校だけで解決していこうとするのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して解決を図る姿勢を大切に、日頃からの連携が可能な体制を構築する。

4 いじめ防止に関する考え方

○国及び福岡県・行橋市の方針におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方を踏まえ、本校においては、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に行う。

5 いじめを生まない教育活動の推進

- いじめは、どの子どもにも、どの学級でも起こり得ることを踏まえ、すべての児童に対し「いじめは、決して許されないこと」の理解の促進
- 児童の豊かな情操や道徳心の涵養
- 郷土科・コミュニケーション科の取組と関連づけながら、心の通う人間関係を構築するコミュニケーション能力、人間関係能力等の素地の育成
- ストレスに適切に対処できる力の育成
- 児童一人一人の自己有用感を高め、充実感を感じられる学校・学級づくりの推進

6 いじめの早期発見・早期対応の取組の充実

- 月1回の「学校いじめ防止対策委員会（人権・生徒指導委員会）」の実施、いじめ問題等への組織的対応に取り組む。
- 相談窓口の周知等により児童がいじめを訴えやすい体制の充実
- いじめの早期発見の取組として定期的な「学校生活アンケート」や月1回の「いじめアンケート」の実施や教育相談等の継続・推進
- いじめチェックリスト、保護者アンケート調査等、家庭・地域と連携して見守る取組の充実

7 地域・家庭との積極的連携

- いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- いじめ問題について地域・家庭と連携した対策の推進
- 福岡県PTA連合会による「家庭用チェックリスト」等の活用やPTAと連携した保護者対象の研修会の実施

8 関係機関との密接な連携

- 行橋市教育委員会、行橋市児童生徒相談センター、警察、京築教育事務所相談室 等との連携
- 緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに校長に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。
校長は教育委員会に報告し、敏速に支援体制をつくり、調査及び対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは、以下の通り。
校長 教頭 教務 生徒指導担当 人権教育担当 PTA会長 PTA副会長、今元駐在所、主任児童委員、菟島校区青少年育成協議会会長、菟島教育推進協議会会長など

9 教職員研修の実施

- 事例研究や講師招聘による研修、生徒指導提要、「いじめの早期発見・早期対応の手引き」等を活用した、校内研修の実施。

10 適切な学校評価

- 各学期ごとに実施する学校評価で「いじめ実態把握」等の対応についての評価の実施。

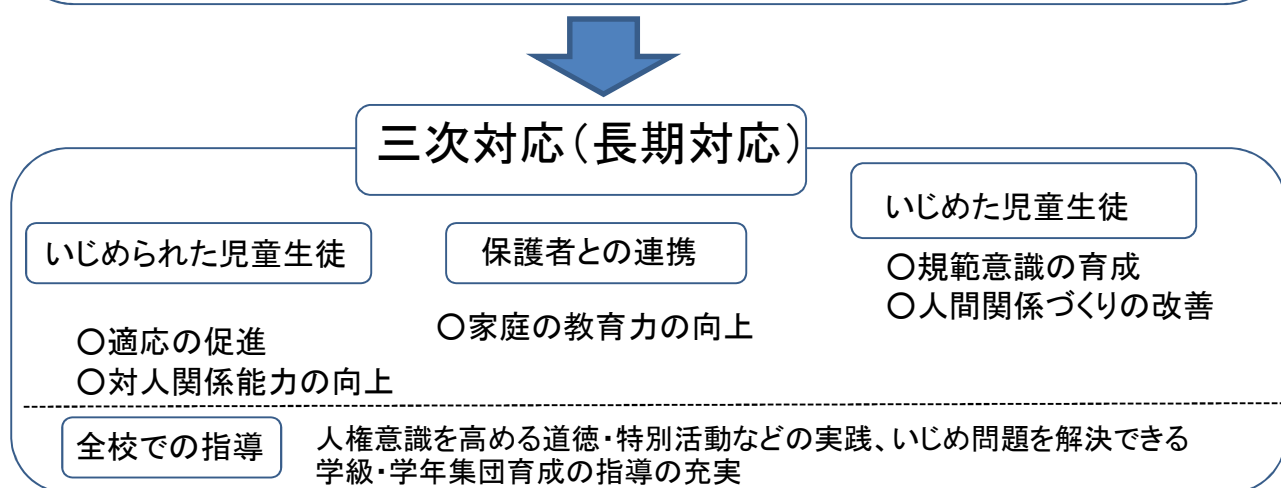
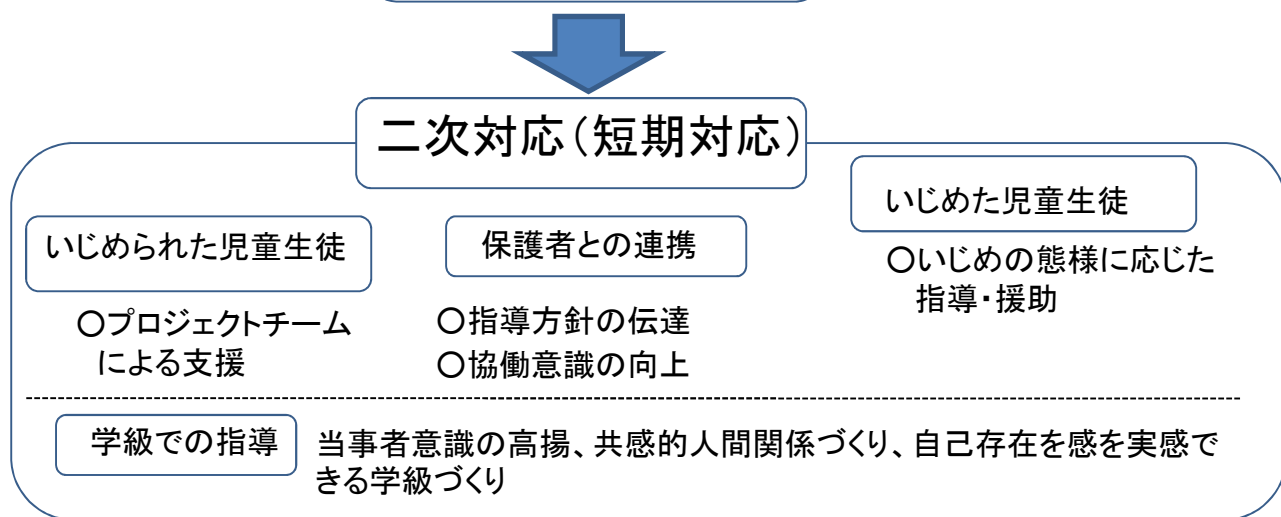
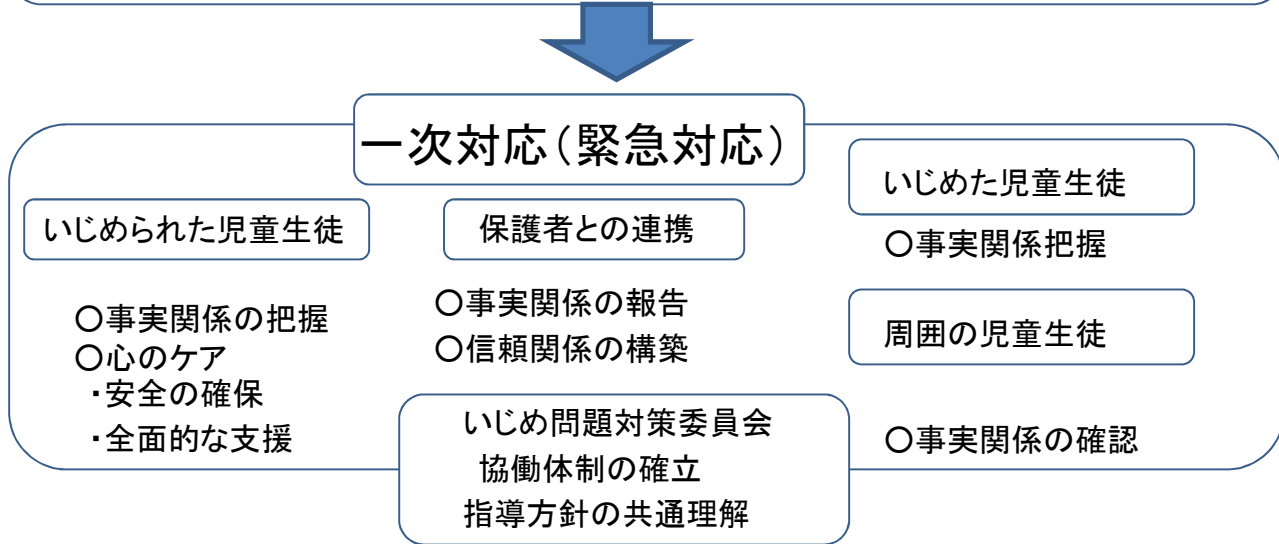
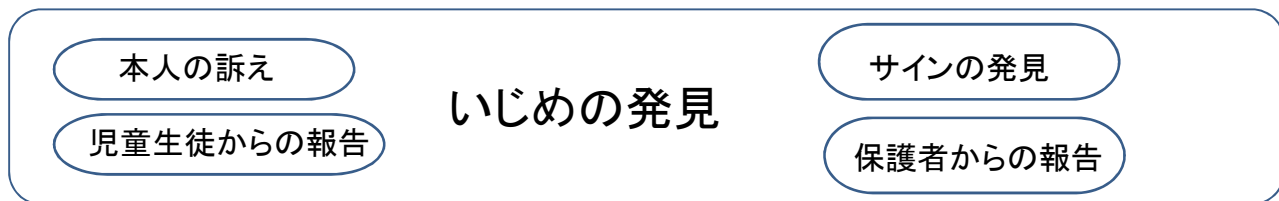
14-2 いじめ問題対応年間計画

| 本年度の指導の重点 |
|---|
| <p>○いじめは人間として、絶対に許されないという強い認識をもち、協働指導体制づくりに努め、日常的な情報交換を進めながら児童理解を図る。</p> <p>○いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るという危機意識をもち、早期発見、早期対応システムの共通理解を図る。</p> <p>○いじめられている子を最後まで守りぬくという強い信念をもち、保護者や地域との連携を図りながら事象の早期解決に努める。</p> |

| 低学年の指導の重点 | 中学年の指導の重点 | 高学年の指導の重点 |
|---------------------------|---|---------------------------------------|
| 友達と仲良く助け合って楽しく生活できるようにする。 | 友達の思いを知り、相手の気持ちを考え判断し決まりを守って行動できるようにする。 | 友達との違いを認め、お互いの気持ちを正しく伝え合って生活できるようにする。 |

| 月 | 職員研修等 | 児童生徒アンケート等 | その他 |
|-----|--|--------------------------------------|--|
| 4月 | ・生徒指導・人権教育推進委員会 (いじめについての共通理解・年間計画) | 相談ポストの設置 (通年) | いじめを生まない学校・学級の教育目標設定 家庭訪問 |
| 5月 | ・生徒指導・人権教育推進委員会 (児童理解についての研修) | いじめアンケート (無記名) | |
| 6月 | ・生徒指導・人権教育推進委員会 (アンケート調査結果の点検、児童生徒の情報交換) | 生活アンケート (人権研) いじめアンケート 教育相談 | 家庭用いじめチェックリストの配布 懇談会で学級の課題を話し、家庭の協力を求める |
| 7月 | ・生徒指導・人権教育推進委員会 (アンケート調査結果の点検、児童生徒の情報交換) | 学校生活アンケート いじめアンケート | |
| 8月 | | | 気になる児童への連絡、家庭訪問 |
| 9月 | ・生徒指導・人権教育推進委員会 (アンケート調査結果の点検、児童生徒の情報交換) | いじめアンケート (無記名) | |
| 10月 | ・生徒指導・人権教育推進委員会 (アンケート調査結果の点検、児童生徒の情報交換) | いじめアンケート 教育相談 | 家庭用チェックリストの配布 |
| 11月 | ・生徒指導・人権教育推進委員会 (アンケート調査結果の点検、児童生徒の情報交換) | いじめアンケート | |
| 12月 | ・生徒指導・人権教育推進委員会 (人権集会への取り組み、アンケート調査結果の点検、児童生徒の情報交換) | 学校生活アンケート いじめアンケート | 人権週間 懇談会で学級の課題を話し、家庭の協力を求める |
| 1月 | ・生徒指導・人権教育推進委員会 (アンケート調査結果の点検、児童生徒の情報交換) | いじめアンケート (無記名) | |
| 2月 | ・生徒指導・人権教育推進委員会 (アンケート調査結果の点検、児童生徒の情報交換) | いじめアンケート 教育相談 学校生活アンケート | 家庭用いじめチェックリストの配布 学級懇談会で学級の課題を話し、家庭の協力を求める |
| 3月 | ・小中連絡会 ・生徒指導・人権教育推進委員会 (アンケート調査結果の点検、児童生徒の情報交換) | いじめアンケート | |

いじめの把握・対応システム



いじめの未然防止に向けた取組